

議案第106号 説明資料

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に
係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例 (令和2年5月15日 条例第15号) 第1条～第3条 略 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。 (この条例の失効) 2 この条例は、<u>令和2年9月30日</u>（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、傷病手当金の支給を始める日が失効日以前である場合の支給については、この条例は、失効日後においても、なおその効力を有する。	○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例 (令和2年5月15日 条例第15号) 第1条～第3条 略 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。 (この条例の失効) 2 この条例は、<u>令和2年12月31日</u>（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、傷病手当金の支給を始める日が失効日以前である場合の支給については、この条例は、失効日後においても、なおその効力を有する。